

5 景観重要公共施設の整備に関する事項等【景観法第8条第2項第4号ロ及びハ関係】

(1) 景観重要公共施設の選定の考え方

本計画区域は、計画的に整備された区域であるため、良好な景観の形成に配慮した公共施設が多数存在しており、当該区域の重要な景観要素となっている場合も多い。これらのうち、次に示す項目に該当する景観計画区域内の公共施設を景観重要公共施設と位置づける。

なお、公共施設は地域の共有空間であり、管理運営の仕組み等によっては地域の景観価値の共有や共同性を創出する資源として見ることもできるため、持続的な景観まちづくりへ発展する可能性を持った公共施設についても、積極的に景観重要公共施設として位置づける。

地域のシンボルまたは骨格的景観を形成する公共施設で、地域の良好な景観形成のために、積極的な景観整備または維持管理が必要なもの
都市の魅力やイメージの維持・向上に多大な影響のある公共施設で、意匠の調整や環境整備等が必要なもの
地域景観の形成に取り組む上で、景観価値の共有など重要な役割を担うと認められるもの

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項および占用許可の基準

次の公共施設を景観重要公共施設とし、整備に関する事項を定める。整備及び占用許可の基準については、附属書に定める。

景観重要道路

- 1) 緑ホロンピア富士が丘線、弥生が丘線 1-5 号線、武庫が丘線 5-1 号線、狭間が丘線 2-12 号線

地域の街並みを特徴づける緑道として潤いのある道路景観の形成を図り、経年変化と共に風格が増す道路景観の形成を図る。花木を備えた四季の変化を楽しむことができる緑地帯として保全すると共に、適正な維持管理を図る。



2)北摂中央1号線、北摂中央3号線

緑豊かな住宅地をイメージさせる幹線道路として潤いのある道路景観の形成を図る。連続的に街路樹を配置し、沿道の変化に富む街並みの中に統一性を形成すると共に、北摂連山への眺望に配慮する。



3)北摂中央駅前線、けやき台線 1-10号線、CP区画道路2号線、すずかけ台線 3-P3号線(センリユリー大通り)

センリユリーパークのアクセス道路として賑わいのある道路景観の形成を図ると共に、歩行車空間の安全性と快適性を保ちつつ、歩いて楽しい景観の形成を図る。また、周辺公共施設(市民センター、センリユリー大橋等)との統一感にも配慮する。



4)けやき台 4-57、あかしあ台 3-113号線ほか 26路線(ウッディタウン地区内ボンエルフ通り)

歩行者が主体となった歩車共存道路であるボンエルフ通りは、景観木やオープンスペース、質の高い舗装等の維持保全を図り、沿道敷地に設置された植栽帯と一体となったコモンの色彩をもつ道路景観の形成を図る。



5)貴志長尾線

神戸三田インターチェンジに隣接し、本市及び本計画区域内への玄関口となる路線として、広幅員歩道に豊富に街路樹や植栽を配置し、緑豊かな住宅地を印象づける潤いのある沿道景観の形成を図る。

6) 学園 5-1～4、10、13～17 号線（ワシントン村街区内道路）

学園 5 丁目地区内の区画道路に沿った各敷地と一体となった芝生を中心とする開放的な空間を形成し、ワシントン村のイメージを印象づける景観形成を図る。



景観重要公園

1) 深田公園

深田大橋（県立人と自然の博物館）や北摂南 4 号線からの眺望に配慮すると共に、自然植生と背景の現代建築とのコントラストを活かし、都市と自然の調和を感じられる景観を形成する。



2) 中央公園

緑豊かな住宅地をイメージさせると共に、芝生広場と背景の緑地を活かした公園景観の形成を図る。また、(市)北摂中央 3 号線からの開放感のある広角景観にも配慮する。



3) 平谷川緑地

周辺の建築物が緑の上にスカイラインとして表れる都市と自然が一体となった景観を形成すると共に、平谷川の水辺空間を活かし、地域に憩いと潤いを与える景観を形成する。



4) 北摂 12 号公園（けやき台公園）

ウッディタウン地区内及び広野方面への眺望点としての空間整備を図る。

5) 西公園（学園東公園）

背後地の中高層住宅とそれを映す湖面がつくる水辺景観を活かし、都市と自然の調和が感じられる景観を形成する。



7) 北摂 16 号公園（学園西公園）

米ワシントン州の自然的、文化的要素を取り入れた施設を配置し、ワシントン村と一体的な緑地景観の形成を図る。特に、ワシントン村ビレッジセンターとの一体的な環境を形成する。

景観重要河川

1) 平谷川

ウッディタウン地区内の貴重な水辺空間として親水機能を高め、周辺の緑地と一体となった河川景観の形成を図る。